ゆうちょ銀行　乗冨　洋子名義　記号番号17470―32143371
ゆうちょ銀行　乗冨　洋子名義　記号番号17490―20933171
ゆうちょ銀行　萩原　　健名義　記号番号17430―38546911
ゆうちょ銀行　箱田　大助名義　記号番号17400―70009501
ゆうちょ銀行　橋本　政敏名義　記号番号17440―56062271
ゆうちょ銀行　深川　浩一名義　記号番号17460―52304131
ゆうちょ銀行　山田　秀子名義　記号番号17400―36977821
ゆうちょ銀行　米村　和晃名義　記号番号17170―24242951
ゆうちょ銀行　渡邉　龍守名義　記号番号17440―20697461

ウ　犯行に使用された電話番号
070―5693―6644、080―1542―3449、080―2690―1601、080―2690―1602、080―2690―1603、080―3985―7201、080―4079―6412、080―7002―0091、080―7004―1046、080―7004―3291、090―1870―5316、090―2395―2674、090―6893―9515、090―6893―8823

⑵　主な犯行態様
ア　顧客リストなどと称する名簿により電話をかけて貸付けの勧誘を行い、これに応じた者に対し、預貯金口座への振込により貸付けを行う（利息は天引き）。
イ　貸付期間は、１週間又は10日間とし、利息を支払うことにより貸付期間を延長できる。
ウ　元金や利息等の支払いは、上記４⑴イ記載の口座等へ振り込ませて受領する。

５　開始決定の時における給付資金の額　金666万8,652円
６　支給申請期間　平成25年９月30日から同年12月６日までの間
７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　被告人の氏名　①田中　修一、②田中　光昭、③江﨑　聡史、④庄司　　亮、⑤松尾　亮太、⑥高島　真実、⑦石橋飛勇馬
⑵　裁判所名　①～⑦　福岡地方裁判所
⑶　裁判年月日　①　平成23年３月24日
②　平成23年２月15日
③　平成23年３月１日
④～⑥　平成23年２月２日
⑦　平成23年２月22日
⑷　確定年月日　①　平成23年９月23日
②　平成23年３月２日
③　平成23年３月16日
④～⑥　平成23年２月17日
⑦　平成23年３月９日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人らは共謀の上、福岡市内に事務所を設置して無登録貸金業を営むとともに、法定の制限を超える高金利で貸し付けた金銭の利息を受領していたものであるが、上記犯罪行為により得た現金の帰属を仮装しようと企て、平成21年９月25日頃から同22年８月５日頃までの間、前後1,753回にわたり、多数の借受人をして、被告人らが管理する第三者である他人名義の銀行の口座12口座に現金合計2,823万6,080円をそれぞれ振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒810―8651　福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目５番30号
福岡地方検察庁　犯罪被害者総合対策室　電話番号　092―734―9092（直通）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成25年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。
平成25年９月30日
農林水産大臣　林　　芳正
記
国営神流川沿岸土地改良事業（農業用用排水）

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成25年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。
平成25年９月30日
農林水産大臣　林　　芳正
記
国営鬼怒川南部土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成25年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。
平成25年９月30日
農林水産大臣　林　　芳正
記
国営弓浜半島土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第３４３号
新潟県妙高市栄町２番３号
申立人　新井信用金庫
本籍新潟県妙高市大字田口912番地、最後の住所新潟県妙高市大字田口700番地１、死亡の場所新潟県上越市、死亡年月日平成20年２月23日、出生の場所新潟県中頸城郡妙高高原町、出生年月日昭和９年１月20日、職業不明
被相続人　亡　岸本　恒二
新潟県上越市大字藤野新田202番地１　エクセランコート・アルカディア603号
相続財産管理人　弁護士　宮澤　正雄
新潟家庭裁判所高田支部

平成２５年（家）第１３４号
長野県長野市大字南長野県町597番地５
申立人　長野県信用保証協会
本籍長野県岡谷市郷田１丁目408番地３、最後の住所長野県岡谷市郷田１丁目４番25号、死亡の場所長野県岡谷市、死亡年月日平成22年11月13日、出生の場所長野県上高井郡高甫村、出生年月日昭和８年２月８日、職業不明
被相続人　亡　関野　耕一
事務所長野県松本市丸の内８番３号　竹内法律事務所
相続財産管理人　弁護士　竹内　永浩
長野家庭裁判所諏訪支部